

宍粟市報道発表(6月定例記者懇談会)

発表項目	平成 30 年度 市民後見人養成研修〔基礎研修〕を開催		
概 要	成年後見制度は、認知症や知的障害などにより、判断能力が十分でない方に代わって財産管理や必要な契約を支援する制度です。 従来、親族や弁護士等の専門職により担われていますが、一人暮らし高齢者世帯の増加などにより人材不足が懸念されています。 そこで新たな担い手として社会貢献活動に理解と意欲のある市民（町民）の方を対象に、市民後見人養成研修の基礎研修を開催します。 宍粟市においては市民後見人のバンク登録者が非常に少ない状況です。一人でも多くの方に制度の理解を深めて頂くため、幅広く参加者を募っています。 日 時：1 日目 7 月 11 日（水）午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分 2 日目 7 月 18 日（水）午前 10 時 00 分～午後 4 時 30 分 3 日目 7 月 25 日（水）午前 10 時 00 分～午後 4 時 30 分 場 所：宍粟市役所北庁舎 401 会議室 （住所）宍粟市山崎町今宿 5 番地 15 （電話）0790-63-3160 対 象：西播磨 4 市 3 町（相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町）在住者で、以下の全ての要件を充たす方 ①社会貢献活動に理解と意欲又は地域福祉に関心のある方 ②3 日間の研修のすべてに参加できる方 ③25 歳以上 69 歳以下（H31.3.31 現在）の方 定 員：30 名程度（7 月 4 日（水）申込締切、先着順） 参 加 費：無料 内 容：市民後見・成年後見制度概論、社会資源、対象者理解 他 主 催：西播磨成年後見支援センター 申込み先：西播磨成年後見支援センター 〈電話〉0791-72-7294（代） 〈ファックス〉0791-72-7224		
参 考	チラシ		
担当者からの お願い			
担当課 (問合わせ先)	所属 介護福祉課	担当 河本	TEL 0790-63-3160

地域の福祉のために… 社会貢献活動を考えて「いる」「みても良い」人
～市民が市民を支える仕組み～

市 民

候補者養成研修〔基礎研修〕

後 見 人

平成30年度 基礎研修 受講生募集

成年後見制度は、認知症や知的障害などにより、判断能力が十分でない方を保護・支援する制度です。地域で安心した生活を続けたいという地域福祉の観点から、社会貢献活動に理解と意欲のある市民（町民）の方に、その方らしい生活が送れるよう同じ目線から後見活動を担う市民後見人養成研修の基礎研修を開催します。



会場案内図



日 時	第1日目 平成30年7月11日(水) 午前 9時30分～午後4時30分 第2日目 平成30年7月18日(水) 午前10時00分～午後4時30分 第3日目 平成30年7月25日(水) 午前10時00分～午後4時30分
会 場	中央市役所北庁舎401会議室 住所: 中央市山崎町新宿5番地15 TEL 0790-63-3160
対 象	西播磨4市3町在住者で、次の①～③のいずれの要件も満たす方 ① 社会貢献活動に理解と意欲 又は 地域福祉に関心 のある方 ② 3日間の研修のすべてに参加できる方 ③ 25歳以上69歳以下(H31.3.31現在)の方 ※西播磨4市3町…相生市・赤穂市・中央市・たつの市・太子町・上郡町・佐用町
定 員	30名程度 ※7月4日(水)申込締切、先着順
参加費	無料
内 容	市民後見・成年後見制度概論、社会資源、対象者理解 他 ※カリキュラム詳細は、裏面参照
備 考	市民後見人候補者として当センターにバンク登録をするためには、養成研修のすべてのカリキュラムを修了する必要があります。 養成研修は、基礎研修→実践活動研修→フォローアップ研修の合計約60時間となります。
主 催	西播磨成年後見支援センター ※西播磨成年後見支援センターは、西播磨4市3町が実施主体となり、たつの市社会福祉協議会が運営しています。
申 込 方 法	裏面の受講申込書によりFAXでお申込みください。 お電話でも申込み受付いたします。

市民後見人とは…?

一定の研修を修了した人で、センター・市町が推薦し家庭裁判所から選任された市民のことです。弁護士らの専門職とは違う新たな権利擁護の担い手として、身近な市民の立場からきめ細やかな支援が期待されています。

申込み・
問合せ先

西播磨成年後見支援センター
(たつの市揖保川総合支所内)

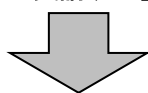
〒671-1692 たつの市揖保川町正条279番地 1
電話 0791-72-7294(代) FAX 0791-72-7224

基礎研修カリキュラム 〈計 17.0 時間〉 ※都合により、講師機関等が変更となる場合があります。

第	日程	科目	時間	具体時間	内容	講師機関
1 日目	7月11日(水) 9:30～16:30	オリエンテーション	0.5	9:30 ～ 10:00	0:30 開講式・市民後見人(候補者)養成について	西播磨成年後見支援センター
		市民後見概論	2.0	10:00 ～ 12:00	2:00 権利擁護の理念と市民後見人の役割	兵庫県社会福祉協議会
		成年後見制度概論	2.0	13:00 ～ 15:00	2:00 成年後見制度 (目的・理念・法定後見・任意後見)	神戸家庭裁判所龍野支部
		対象者理解	1.5	15:00 ～ 16:30	1:30 認知症高齢者の理解と接し方	宍粟市
2 日目	7月18日(水) 10:00～16:30	社会資源 (関係制度・サービス)	1.0	10:00 ～ 11:00	1:00 日常生活自立支援事業	宍粟市社会福祉協議会
			1.0	11:00 ～ 12:00	1:00 生活保護・民生委員制度	宍粟市
		社会資源 (関係制度・サービス)	1.0	13:00 ～ 14:00	1:00 障害福祉サービス	宍粟市
			1.0	14:00 ～ 15:00	1:00 介護保険サービス	宍粟市
		民法の基礎	1.5	15:00 ～ 16:30	1:30 家族法・財産法	兵庫県弁護士会
3 日目	7月25日(水) 10:00～16:30	対象者理解	1.0	10:00 ～ 11:00	1:00 精神障害者の理解と接し方	龍野健康福祉事務所
			1.0	11:00 ～ 12:00	1:00 知的障害者の理解と接し方	障害者支援施設
		後見業務(基礎)	1.5	13:00 ～ 14:30	1:30 対人援助の基本と身上監護の実際	兵庫県社会福祉士会
		市民後見活動の実際	1.5	14:30 ～ 16:00	1:30 現役市民後見人実践報告	県内市民後見人
		まとめ	0.5	16:00 ～ 16:30	0:30 今後の研修予定・閉講式	西播磨成年後見支援センター

基礎研修修了後は… 3日目のまとめで、基礎研修に続く次の市民後見人養成研修の受講意向を確認します。

「受講する」



市民後見人(候補者)を目指して
実践活動研修→フォローアップ研修へと進みます。



「受講しない」

環境が変わり…、自信がなく…等々



学んだ内容を日常生活や
地域活動に活かしていただきます。



どちらになっても、あなた様のご参加が **西播磨地域の地域福祉向上へ** とつながります。

(切らずにこのままFAX送信してください)

FAX番号

0791-72-7224

平成 30 年度 市民後見人養成研修〔基礎研修〕

受 講 申 込 書

平成 年 月 日

ふりがな			生年	昭・平	性別	男・女
氏 名			月 日	年 月 日	別	
住 所	〒 _____ ☐ 相生市 ☐ 赤穂市 ☐ 宍粟市 ☐ たつの市 ☐ 太子町 ☐ 上郡町 ☐ 佐用町					
電話番号			職業	(元職業)		
受講理由						

- ◆お電話でお申込みされる場合は、上記の内容をお伝え下さい。
- ◆申込受付者には、受講申込受付票(ハガキ)をお送りします。
- ◆受講申込書に記載された個人情報は、本研修の運営管理の目的のみに使用します。

〈申込締切〉

7月4日(水)

※先着 30 名程度